

鳴門教育大学附属小学校

学校関係者評価報告書

(平成23年度)

平成24年3月

学校関係者評価委員会

目 次

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について	1
I 学校関係者評価結果	3
II 評価項目ごとの評価	5
1. 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動の取り組みの状況	5
2. 心をつなぐ学びの中で，自分の「知」を創り出す子どもを育てる授業の状況	7
3. 児童の体力・運動能力の状況を把握し，それをふまえた取り組みの状況	8
4. 学校経営，学習指導等における幼小，小中の連携の状況	8
5. 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況	9
6. 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実際の状況	10
参考：学校の現況及び目的	11

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について

はじめに

本報告書は、保護者、学校評議員、大学教員、その他の学校関係者で構成された学校関係者評価委員会が、附属小学校の教育活動の観察や校長ほかとの意見交換等を通じて、附属小学校の自己評価の結果について評価することを基本に学校関係者評価を実施し、その結果を報告書として取りまとめたものである。

1 評価の目的

学校評価は、次の3つを目的として実施するものである。

- ① 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 評価のスケジュール

23年9月	第1回学校関係者評価委員会 ・学校評価の目的及び実施方法等について
9月	体育大会の様子を参観
11月	オープンスクールの様子を参観
24年2月	第58回小学校教育研究会の様子を参観
3月	第2回学校関係者評価委員会 ・自己評価書に基づき学校側から自己評価結果について説明 ・評価員による学校関係者評価結果の確認
3月	学校関係者評価書の原案作成、評価員による確認・決定

3 学校関係者評価委員会委員(平成24年3月現在)

中筋 章聡	はぐくみ保護者会幹事
三井 良造	附属小学校学校評議員
濱野 正裕	徳島市教育委員会教育委員
○ 米澤 義彦	鳴門教育大学教授
多田 耕造	徳島中学校校長

○は委員長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 学校関係者評価結果」

「Ⅰ 学校関係者評価結果」では、「Ⅱ 評価項目ごとの評価」において評価項目1から6のすべての評価項目の内容を総合的に判断し、4段階評価で記述している。また、学校の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述している。

(2)「Ⅱ 評価項目ごとの評価」

「Ⅱ 評価項目ごとの評価」では、評価項目1から6において、当該評価項目が達成されているかどうかの「評価結果」及びその「評価結果の根拠・理由」を記述している。加えて、取り組みが優れていると判断した場合や、改善の必要がある場合には、それらをそれぞれの評価項目ごとに要約して記述している。

(3)「参考」

「参考」では、自己評価書に掲載されている「Ⅰ 学校の現況及び目的」を転載している。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、鳴門教育大学に提供するとともに、設置者に提出する。

I 学校関係者評価結果

鳴門教育大学附属小学校の学校関係者評価は、内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

優れている主な点として、次のことが挙げられる。

- 昨年度からの課題であった人権意識を高める取り組みとして、教員に対しては、人権問題学習の研究授業や学習指導のための研究会、「長島愛生園」へのフィールドワークなどを実施し、より充実した研修を行っている。また、児童に対しては、日常の体験的な学習活動に加えて、異年齢集団との交流活動や附属特別支援学校の児童・生徒との交流を通して自然な形で人権感覚を身に付けさせている。さらに、長年行っている「はぐくみ講座」での人権教育講演会やオープンスクールでの全校一斉の授業公開は、保護者へ向けての啓発活動として非常に有意義な機会であると思われる。また、講演会の内容を校誌「はぐくみ」に掲載し、講演会に出席できなかった保護者を含めて、保護者全員に周知する努力を行っており、教員、児童及び保護者がそれぞれ連携した人権学習が展開できている。
- 本年度の研究主題である「自分の『知』を創り出す子ども一心をつなぐ学びの中でー」をすすめるために、大学教員との合同研究会、各教科・領域等による研究推進授業及び授業研究会の開催など、活発な研究活動を展開している。さらにこれらの成果は、平成24年2月11日に開催された第58回小学校教育研究会において公開し、400名を超える参加者から高い評価を得ている。
- また、研究主題に対する教員の共通理解が進み、小学校教育研究会の参加者からは、「研究の成果が子どもたちの姿として表れてきている」との評価を得ている。
- 昨年度の自己評価において、改善すべき点として、「新体力テストの結果を分析し、バランスのとれた体力づくりを目指し、全国平均を上回る項目を50%以上にする。特に、劣っている項目については、体育学習を中心に、意図的・計画的な取り組みを進める」ことが指摘されていたが、本年度は、特に水泳能力や陸上競技力の向上に積極的に取り組み、市の水泳能力検定会で男女のリレーチームが、また、県の水泳能力検定会では女子のリレーチームが優勝するなど、好成績をおさめている。
- 陸上競技力については、夏休みに陸上教室を開設するなどして体力強化に取り組んだ結果、陸上運動記録会や徳島市クロスカントリー大会などの大会参加者だけでなく、放課後の練習に参加する児童が大幅に増え、多くの児童が練習を通じて記録を伸ばすことができ、幅広く児童の体力向上に資することができている。
- さらに、徳島中央公園を活用した学習では、豊かな自然の中で運動することから、普段の学習にも増して、生き生きとした子どもの姿が見られており、本校の立地条件を生かしたこのような取り組みが今後も継続して行われることが期待される。
- 附属学校園間、特に幼小の連携については、距離的にも近いことや教育理念の共有化が図られていること、十数年にわたる合同保育・授業への取り組みがあることなどから、昨年度までの実績をさらに充実・発展させているほか、研究発表会を同日に開催して研究の成果を共有している。
- 小中の連携に関しては、学校教育目標の共有化を図り、9年間を見通した教育への方向性を

明確にしている。また、研究発表会の相互参加を行うなどして、お互いの教育の実態や研究の内容を具体的に把握することに努めるなどの進展が見られる。

- 附属特別支援学校との間では、特別な支援の必要な児童について特別支援学校において個別の検討会議をもち、支援の仕方について共通理解をもつようにするなど、それぞれの特性を生かした連携が行われている。
- 大学との連携においては、教育研究会に向けて、従来通りの指導・助言を受ける機会を設定するだけでなく、大学院生や外国からの研修生の授業参観を積極的に受け入れている。これは、教員にとってはかなりの負担となっていると考えられるが、授業を「見られる」ことが各教員の授業力の向上に役立っていると評価できる。
- 外部講師をゲストティーチャーとして招いて授業を受けたり、地域の企業や店舗を見学等に訪れることは、児童の学習意欲を高めるために効果的に働いている。
- 児童の規範意識の醸成（規範に対して関心や自覚をもち、秩序を尊重しようとする姿勢や意欲を育てること）は、古くて新しい課題である。本校のように通学域が広域にわたる場合は、通学手段も多岐にわたり、地域住民の目にとまる機会も多くなる。したがって、バスなどへ乗降する時や乗車中の最低限のマナーについては、教員が分担して通学バスに乗り合わせるなどかなり手厚い指導が行われている。また、バス停の整備や通学路の安全確保などについても、行政に積極的に要望を行って成果をあげている。

改善を要する主な点として、次のことが挙げられる。

- 本年度の研究主題である「自分の『知』を創り出す子ども一心をつなぐ学びの中でー」を具現化するための授業実践において、心をつなぐ学びを通して、子どもたちが自分の「知」をつくり続けることができることを期待して研究を進めているが、児童には、「自分の『知』を創り出す」ことの意味が十分に理解されていないことが伺える。次年度以降、「知とは何か」を含めて、児童の理解を深める取り組みが望まれる。
- 新体力テストの結果を踏まえて、児童の体力作りに積極的に取り組み、水泳や陸上競技についてはその成果が十分あがっているが、ソフトボール投げについては、5・6学年の男女ともに県平均を下回っている。日常の学校生活の中で、投運動をともなう運動遊びができるような意図的な取り組みが必要である。
- 幼小の連携に関しては、本年度教育研究会を同時に開催するなど十分な成果が出ているが、幼小の連携をより充実したものにするために、小学校にも「幼小連携推進部会（仮）」を設置するなどの組織的な取り組みが必要である。
また、小中の連携に関しては、学校教育目標の共有化をさらに進め、幼小のような「教育理念」の共有化をより図る必要がある。
- 大学との連携においては、大学教員に本校の授業づくり・単元づくりの初期段階から関わってもらうことは、時間的・距離的な制約から困難も多いが、さまざまな工夫を行うことにより、その方法を改善していく必要がある。
- 大学院生や外国からの研修生による授業参観は、教員の力量アップにつながるが、参観を希望する授業に偏りがあり、一部の教員の負担が大きくなるように配慮する必要がある。
- 外部講師を招いての出前講座は、講師側に子どもに教えたい内容があるため、必ずしも児童の関心にあった内容にすることが難しい点があるので、外部講師を依頼する際には、学校側の

要望（児童の興味・関心）を明確に相手に伝え、児童の関心に沿った内容に近づけてもらう必要がある。

- 教育実習では、実習生の実習における課題を理解し、その課題を大学での授業に活かすことによって、より充実した教育実習を行うことができると考えられるが、大学教員の教育実習期間中の訪問が少なく、共通理解に至っていないように見受けられる。実地教育専門部会等を通じて、組織的な取り組みが必要である。
- バスで登下校をしている児童の車内での態度について、乗り合わせた乗客からお叱りの電話を受けることもあり、規範意識の定着に至っていないと考えられる。児童の規範意識の醸成は、教師が上から植え付けるものではなく、児童自身に課題を気づかせ、それをもとに委員会活動などを通じて、児童の自主的な活動として取り組ませる方策が必要がある。

○「学校関係者評価結果」は、次の4通りで判断している（「Ⅱ評価項目ごとの評価」の判断も同じ）。

- A 十分達成されている
- B 達成されている
- C 取り組まれているが、成果が十分でない
- D 取組が不十分である

○上記のほか、「学校関係者評価結果」として、評価項目のなかから抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を要約して記述する。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を要約するに当たっては、当該学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述する。

II 評価項目ごとの評価

評価項目1 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修、授業、啓発活動の取り組みの状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

本年度は「豊かな人権感覚と実践力をはぐくむ人権教育の創造」というテーマのもと、主体的に課題解決に取り組み、よりよく生きる子どもの育成をめざし、日々の活動を中心に、教職員・児童・保護者の人権感覚を高める研修、研究授業、啓発活動を行っている。以下、各項目の具体的な取り組みについて記す。

① 人権教育全体計画と各学年目標にそった取り組み

本年度もこれまで同様に、年度当初に人権教育年間計画の見直しを行い、これに沿って各学年の目標を定め、系統的な指導を行っている。また、特別な支援の必要な児童に対しては、附属特別支援学校において個別検討会議をもち、支援の仕方について共通理解をもつようにしている。さらに、相手の気持ちが読めない児童に対しては、その子の考えを否定するのではなく、周りの子どもの考えをその子にわかりやすく説明することにより、自己肯定感をもつことができるように配慮している。

② 授業研究・授業実践

人権教育の基本的なスタンスとして、

- ・ 子どもたちが人権問題に気付き、考え、行動することができるような場を設定し、主体的に課題解決に取り組むことができるようにすること、
- ・ 交流や体験的な学びを多く取り入れること、
- ・ 支え合い、学び合う仲間づくりができる学級風土をつくること、

を設定し、研究授業・授業研究会、実地教育指導、授業公開に分けて、研究を進めている。

すなわち、5月にこの分野の専門家である附属幼稚園の山田百代園長を講師に迎えて、研究授業・授業研究会を行うとともに、9月には、教育実習生を対象に、講話と低・中・高の各1学級において人権教育の研究授業および授業研究会を開催している。。

また、11月のオープンスクールでは、昨年度と同様に、全学級において人権学習の授業公開を行っている。この授業実践は、教員の人権意識の向上とともに、保護者の人権意識の啓発に大きく寄与していると考えられる。。

③ 実地研修

本年度は、教職員の人権感覚を高める研修として、8月に岡山県瀬戸内市の国立療養所長島愛生園を訪れ、ボランティアガイドと共に歴史館や島内を見学し、ハンセン病の歴史や現状について学んでいる。この研修は、とかく机上の学びに終わりがちな「人権」について、教職員の認識を新たにすることが事後の参加者のアンケートからも読み取ることができる。この成果が、今後の本校の人権教育に生かされることが望まれる。

④ 啓発活動

啓発活動は、教職員向けの活動と保護者向けの活動とが行われている。教職員向けの自己啓発活動としては、県小学校人権教育主事等研究協議会（総合教育センター）、第58回四国地区人権教育

研究大会（徳島市）などへの参加及び研究発表があり、保護者への啓発活動としては、はぐくみ誌・学年だよりによる啓発、人権学習授業（オープンスクール）の参観、はぐくみ講座などがある。

5月に開催されたはぐくみ講座は、エンパワメント・センターMY TREE ペアレンツ・プログラム事務局の中川和子氏を講師に、「自分をたいせつに」という演題で行われている。この講座は、参加した保護者に強いインパクトを与えたことが事後の参加者の感想からも伺える。なお、中川氏の講演の概要は、はぐくみ誌に収録され、全保護者に配布されている。

以上のように、本年度はこれまでの人権教育に関する取り組みを継続して行うとともに、児童の人権作文や人権ポスター・標語への取り組み、教職員の各研究会への積極的な参加、保護者に対する人権講演会の開催、教育実習生への啓発等により、本校にかかわるすべての者の人権意識を高めるように努めている。

評価項目 2 心をつなぐ学びの中で、自分の「知」を創り出す子どもを育てる授業の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

本年度から、新たな研究主題「自分の『知』を創り出す子ども一心をつなぐ学びの中で」を設定している。これは、昨年度までの研究の反省によって、子どもたちが学びを通して獲得したものを自分のものとしてとらえることができるようにすることが、本年度の取り組むべき課題の一つではないかという認識に基づくものである。

すなわち、子どもたちが知識や技術、情報などを十分活用しながら、友だちとの心をつなぐ豊かな学びの中で、「知」を構築していく学び方を身に付けていくことができるならば、これからの社会をたくましく生きていくことができるのではないかという認識である。

このような認識のもとに、研究主題を具現化するために、6月の提案授業（錦織武雄研究部長）及び合同研究会から始まって、各教科・領域等による研究推進授業および授業研究会、研究の中間発表を経て、平成24年2月11日（土）に第58回小学校教育研究会を開催して、その成果を広く県内外の教員に公開している。

研究会の参加者へのアンケートでは、「学習の内容、積極的に取り組む姿や発言内容、ワークシートの記述内容から知を一人一人が創造していると感じられた」などの取り組みを評価する意見もあったが、「『自分の知』を各教科で設定して授業で表現しようとしていましたが、『創り出す』という面からは、これからの研究」だとの記述もあり、「創り出す」という点からすると、まだ不十分なところがあるといえる。したがって、今後自分の「知」の具体的な整理や心をつなぐ学びを通しての支援のあり方について研究していく必要がある。

また、本校の教員に対するアンケートでは、「(文部科学省の) 研究開発終了後から、かかわり合うことで情報を再構成する力(知識・技能・学び方・生き方など)をつける学びについての研究を続けて来たが、その流れの中で、今までの成果を生かし、新しい内容も取り入れてのテーマであった」との意見があり、研究主題は決して新しい課題ではないが、不易の課題であるが故に重要な課題であると思われる。

本年度が、新研究主題での研究の第一年次であり、今後さらに研究主題の「創り出す」ことにつ

いて、さらに研究を進める必要がある。

評価項目3 児童の体力・運動能力の状況を把握し、それをふまえた取り組みの状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

本年度は、昨年度までの反省点を踏まえ、バランスのとれた体力づくりを目指し、新体力テストにおいて全国平均を上回る項目を50%以上を目標に、校内行事としては三種競技の記録測定を全学年で実施するとともに、新体力テストを5・6学年で実施、さらには体育大会、水泳教室、陸上教室、水泳検定などを実施している。また、校外行事としては県・市水泳能力検定会、陸上運動記録会、徳島市クロストリー大会などへ参加するなど、意図的・計画的な体力作りを進めている。その結果、県・市水泳能力検定会では、市で男女、県で女子のリレーチームが優勝し、個人種目についても好成績をおさめている。特に、女子チームは県の新記録を樹立し、徳島県知事より藍青賞を贈られている。

日常の体育学習においては、学習指導要領に沿って幅広い運動経験のできる年間計画を立て、これまではあまり顧みられることのなかった2・3・4年生に体育選科の教師を配置し、年間計画が適切に実施されるよう工夫を行っている。また、本年度、新規購入した一輪車については、児童の運動委員会が毎朝その管理や使用上の安全について呼びかけを行うなど、児童の自主的な活動がなされ、児童の遊びに広がりが見られるようになっている。

さらに、4、6年生の児童を対象に、なわとびカード、運動感覚づくりカードなどを発行して家庭との連携を強化した結果、児童の日記に父母と一緒に運動を楽しんだなどの記述があり、家庭での体力作りが広がりつつある。

ただ、体力調査の結果を分析すると、「土・日曜日の運動時間」の結果が全国平均よりも短い傾向があり、土・日を含めた休業中における家庭での運動経験に課題が残されている。

評価項目4 学校経営、学習指導等における幼小、小中の連携の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

本年度は、「学校経営、学習指導等における幼小、小中の連携」をテーマに掲げて、附属幼稚園・附属小学校・附属中学校における11年間あるいは12年間の子どもの健やかな成長をめざした連携のあり方を探っている。以下に、①幼小の連携に関わる項目と、②小中の連携に関わる項目に分けて具体的な取り組みを記す。

① 幼小の連携

特筆されることは、本年度は、小学校の「第58回小学校教育研究会」と、幼稚園の「平成23年度幼児教育研究会」を同日に開催したことである。そのねらいは、幼稚園教育と小学校教育との適切な接続のあり方を探究することである。

当日、小学校では、幼稚園が文部科学省より研究指定を受けている「幼小接続の教育課程の開発」、特に「幼児の科学的思考がどのように芽生え、小学校以降の学習にどのように生きていくか」に目を向けた合同保育・授業と、授業説明・保育協議を行っている。あわせて、東京大学秋田喜代美教授による講演「芽生えから創造へ つながる教育」を開催し、合同保育・授業を深めている。

また、附属幼稚園が小学校に隣接することもあり、研究会当日のみではなく、日常的に合同保育・授業が行われている。すなわち、学びの場を小学校に求めたり幼稚園に求めたりすることにより、それぞれの学びの場のよさを生かした指導が行われているほか、日常的に教職員の交流（保育参観や話し合い、施設や設備の共同利用など）も行われており、これらが研究会の同時開催に昇華していったものと考えられる。

② 小中の連携

小中の連携は、幼小の連携に比べて、未成熟の感じがある。すなわち、幼小ではすでに教育目標の共有化が図られているが、小中では本年度ようやく学校教育目標の共有化が図られたところである。しかし、6月3日（金）に開催された附属中学校の研究発表会には、本校は午後の授業を休講にして、教員全員がこれに参加した。このねらいは、中学校の教育内容や学習指導方法、研究内容、子どもの学習の実態等をはっきりと把握するとともに、それらを把握した上で、小学校としてどのように教育を行えばよいかを考えることであり、「児童・生徒の成長を見すえた学校教育目標の共有」に向けて、一歩前進したものと考えられる。

ただ、2月に開催された小学校の教育研究会への附属中学校からの参加は、校長を含めて一部の教員に限られており、「9年間の義務教育期を創造する」ことに関しては、課題が残されている。

評価項目5 授業改善、研究推進、教育実習の実施における連携の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

（評価結果の根拠・理由）

授業改善、研究推進等における鳴門教育大学や徳島大学の教員からの指導助言は、各教科での研究授業（研究推進授業と資料取り授業）では計22回に及んでいるが、本校と鳴門教育大学間が車で片道30分以上かかることもあり、単元づくりや授業づくりの初期段階からの指導というよりも、ある程度授業が固まってから指導を受けることが多くなっている。

また、第58回小学校教育研究会において、大学教員による指導助言によって公開した授業数は22であり、このための事前指導は47回に及んでいる。しかし、前述のように、距離的・時間的な制約から単元づくりの初期段階から指導を受けることが困難な状況にある。日常の研究授業の指導とあわせて、大学教員の附属学校園での指導助言をいかに確保するかは、大学と附属学校園との連携を考える上で今後の大きな課題である。

教育実習における大学等との連携については、例年通りの日程で行われている。すなわち、主免実習では、9月5日（月）から9月30日（金）まで84名（含大学院生）の指導を行い、また、副免実習では、10月31日（月）から11月11日（金）まで33名の指導を行っている。さらに、教育実習へ向けてのふれあい実習（1年次生対象）を9月12日（月）に、附属校園観察実習を115名（3年次生及び大学院長期履修生対象）に対して6月14日（火）と15日（水）に、さらに、主免教育実習事前・事後指導

を90名(3年次生及び大学院長期履修生対象)に行っている。

これらの教育実習の実施に当たっては、大学の担当者(事務担当者及び担当教員)との連絡を密にして連携を図っており、大学の担当教員もほぼ毎日のように小学校へ来校しているため、必要に応じて打ち合わせを行うことができている。しかし、実習担当教員以外の大学教員が、評価授業以外の授業を参観することはあまりないようである。

授業改善における地域社会等との連携については、授業等の一環として、交通安全教室(警察)、防犯教室(警備会社)、租税教室(税務署)などを行い、授業等の充実に努めている。このほかにも、地域の企業・人材と連携し、地域の商店街への取材活動(社会科)、有名連による阿波踊りの指導(総合学習)、木工会館での遊山箱の制作指導(社会科)など多様な教育活動を行っている。

評価項目6 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実際の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

(評価結果の根拠・理由)

規範意識の醸成とは、児童自身が、規範に対する関心や自覚をもち、秩序を尊重しようとする態度や意欲をもつようになることととらえ、規範意識の醸成に関する基盤として、

- ・自己決定の場をもつ「自分でできる子」
- ・自己存在感をもつことができるようにする「伝えよう自分」
- ・人間的ふれあいを重視する「心をつなごう」

の3つの視点から取り組みを行っている。具体的には、登下校時の安全の確保と校内(廊下や階段)の安全な通行である。

前者では、バスを利用して登下校している児童一人ひとりに、公衆道徳を身に付けさせ、安全に登下校できるようになることを目標として、教員による指導を常時行うとともに、5、6年生による下級生への指導も常時行っている。また、年度のはじめには、バス通学の全児童に対して講習会を行い、バスの待ち方、バスの乗り降りの仕方、バスに乗っているときの態度、バスでの忘れ物などについての指導を行っている。

また、バス通学の指導とあわせて、バス停の環境整備にも力を注いでいる。すなわち、下校時の鳴門方面行き吉野本町のバス停において、近隣の住民より、本校児童のバスの待ち方に関して申し入れがあり、現地調査を行ったところ、バス停の区画が明瞭ではなく、また、自転車の通行が多いため児童は自らの安全を確保するために、やむをえずバス停前にある店舗の入り口付近に集まっているということが明らかになった。そこで、学校から徳島県へバス停付近の整備を要望し、安全エリアを歩道に示すという、取りあえず必要な整備が行われた。このように、児童の通学路の安全を確保するための方策が、少しずつではあるが、着実に行われている。

後者では、学校内の通行に関する具体的活動として、意識しなくても「右側を歩く」ことができるように右側通行の掲示をしたり、廊下を走っている児童に対して、教員や生活委員会の児童が声をかけるようにして、自分の行動を意識できるようにしている。これらは地道な活動であるが、児童同士が声をかけ合えるようになってきており、少しずつ成果をあげている。

【参考】

学校の現況及び目的

1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属小学校
- (2) 所在地 徳島市南前川町1丁目1番地
- (3) 学級等の構成 1学年 3学級 6学年 18学級
- (4) 児童数及び教員数(平成23年5月1日)
児童数 709人 教員数 27人(正規教員)

2 目的

(1) 目的・使命

本校の目的は、附属小学校校則第1条において「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施するとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における児童の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属小学校として、次のような使命をもった学校である。

- ① 大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学研究を行う研究学校としての使命
- ② 地域の教育課題の解明、参観者への指導・助言、文部科学省・県教委・地教委等からの要請による教員派遣など、教育界の発展に寄与する使命
- ③ 鳴門教育大学の学部学生及び大学院生の教育実習等を行う使命

(2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている小学校教育の目的の達成のため、次のような学校教育目標を掲げている。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主性、協力性、創造性、及び豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与する態度をもって児童を育成する。

(3) めざす子ども像

本校は、学校教育目標に基づき、次のように「めざす子ども像」を明確に示している。

- 思いやりある子ども
- たくましく生きる子ども
- よく考える子ども

(4) 平成23年度重点目標

鳴門教育大学との連携を密にし、中期目標・中期計画・本年度計画等の実現に努めながら、次の5点から教育目標の具現化を図る。

- ① 人権教育の徹底を図る。
- ② 心をつなぐ学びを通して、自分の「知」を創り出す子どもの育成をめざす。
- ③ 体力の向上を図り、健康でたくましい子どもの育成をめざす。
- ④ 幼小、小中連携を進める。
- ⑤ 大学及び他の教育機関との連携を進める。

(5) 評価項目

上記重点目標と前年度自己評価を鑑み、次の6点の評価項目について自己評価を行う。

- ① 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況
- ② 心をつなぐ学びの中で，自分の「知」を創り出す子どもを育てる授業の状況
- ③ 児童の体力・運動能力の状況を把握し，それを踏まえた取組の状況
- ④ 学校経営，学習指導等における幼小，小中の連携の状況
- ⑤ 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況
- ⑥ 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備・指導の実施の状況（登下校及び校内の通行に関して）